

平成18年6月2日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目7番2号

富士重工業株式会社

代表取締役社長 竹 中 恭 二

定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素よりご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。 敬 具

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

記

1. 日 時 平成18年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー パークタワーホール（3階）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第75期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
 2. 第75期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 3. 定款授權に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 第75期利益処分案承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
参考書類（41頁から52頁）に記載のとおりであります。
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
 - 第7号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

営業報告書 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)

I. 営業の概況

1. 営業の経過および成果

当期のわが国経済は、原油をはじめとした原材料価格の高止まりなどの影響が懸念されたものの、企業収益の改善やそれに伴う民間設備投資の増加に加え、個人消費も持ち直しの動きが見られるなど、景気は総じて着実な回復を続けるなかで推移しました。また海外主要市場である米国経済も、設備投資や個人消費の増加などによりGDP成長率が上昇するなど、景気は拡大基調のなかで推移しました。

このようななかで、当社は昨年5月に、平成18年度を最終年度とする中期経営計画「FDR－1」について、厳しい環境変化に対応すべく、「修正FDR－1」として企業基盤の再構築を目指して修正し、発表いたしました。そして、これに掲げた諸経費の削減を含めたコスト競争力の強化や販売力の強化、企業構造のスリム化など、5つの主要課題の達成に向けて、全社をあげて全力で取り組んでまいりました。

その一環として、平成18年1月には、組織のスリム化と活性化等を目的として労務構成のバランスを図るべく、従業員の約5%に当たる700余名の希望退職を実施いたしました。

また、昨年10月に米国・ゼネラルモーターズ社（GM）との資本関係を含む提携契約を解消し、同時に新たにトヨタ自動車株式会社と業務提携に向けた基本合意を締結するという重要な経営戦略の転換を行いました。その後、両社にて具体的な提携内容について精力的な検討を重ね、この3月には当社の米国現地生産会社であるSIA（スバル オブ インディアナ オートモーティブ インク）でのトヨタ車の受託生産などについて合意いたしました。なお、トヨタ自動車は、当社の普通株式68百万株を昨年10月に取得いたしました。

連結決算の売上高は、自動車部門における国内売上台数の減少やSIAでのいすゞ車の受託生産終了などの減収要因があったものの、昨年6月から本格的な販売を開始した「B9トライベッカ」の純増などによる海外売上台数の増加や航空宇宙部門を中心とした自動車以外の事業部門の売上高が前期を上回るとともに、為替も寄与し、1兆4,764億円と前期に比べ299億円（2.1%）の増収となりました。

営業利益につきましては、売上構成差の悪化などの減益要因はありましたが、原価低減や諸経費の削減、試験研究の効率化などにより583億円と前期に比べ163億円（38.8％）の増益となりました。経常利益につきましては、連結調整勘定償却額の減少などがあり、468億円と前期に比べ32億円（7.3％）の増益となりました。当期純利益につきましては、投資有価証券等売却益の増加があったものの、希望退職の実施に伴う割増退職金等の計上やGMとの共同開発プロジェクトの開発中止損失の計上に加え、税負担の増加もあり156億円と前期に比べ26億円（14.4％）の減益となりました。

単独決算の売上高は、自動車部門の国内売上台数は減少しましたが、海外売上台数や自動車以外の事業部門の売上高が前期を上回り、9,761億円と前期に比べ266億円（2.8％）の増収となりました。

利益面につきましては、売上構成差の悪化などの減益要因はありましたが、原価低減をはじめとした各種費用の低減や為替レート差により、営業利益は521億円と前期に比べ167億円（47.1％）の増益となり、経常利益につきましても、414億円と前期に比べ101億円（32.2％）の増益となりました。また当期純利益につきましても、割増退職金等や開発中止損失などの特別損失の計上があったものの、投資有価証券等売却益の増加等に加え、前期に計上した、たな卸資産評価損や取引先補償損失がなかったことなどにより103億円と前期に比べ78億円（310.5％）の増益となりました。

次に事業部門別（単独）の概況をご報告いたします。

スバル・オートモーティブビジネス

平成17年度の国内自動車全体需要は、軽自動車は乗用車を中心に好調を維持し、過去最高を記録しましたが、登録車は普通乗用車の落ち込みが響き、国内自動車全体では586万台と前期に比べ0.7％の増加に留まりました。

そのなかでスバルの登録車の販売は、昨年6月に大幅改良を実施した「インプレッサ」が「ラリージャパン2005」をはじめとするWRC（FIA世界ラリー選手権）での活躍も追い風となり堅調に推移し、2年連続で前期を上回りましたが、主力車種「レガシィ」の減少や、今年の「トラヴィック」の販売中止をカバーできず、登録台数全体では106千台と前期に比べ5千台（4.9％）の減少となりました。

また、軽自動車につきましても、「R2」が新車効果の衰えにより大きく減少するとともに「サンバー」も減少し、届出台数全体では141千台と前期に比べ22千台（13.6％）の減少となりました。

以上の結果、国内における登録車の登録台数と軽自動車の届出台数の合計は

246千台と前期に比べ28千台（10.1％）の減少となり、売上（出荷）台数につきましても245千台と前期に比べ28千台（10.3％）の減少となりました。

海外の平成17年暦年の現地販売につきましては、米国では昨年6月から本格的な販売を開始した「B9トライベッカ」が寄与し、過去最高を記録した前年をさらに9千台（4.6％）上回る196千台の新記録となりました。また「B9トライベッカ」につきましては、昨年9月の米国運輸省道路交通安全局によって実施されたNCAAP（New Car Assessment Program）衝突試験において、最高得点であるファイブスターを獲得するとともに、「レガシィ」が米国IIHSの安全性評価で最高の評価である「トップセイフティピック・ゴールド賞」を獲得するなど、スバルは安全面についても高い評価を得ることができました。（IIHS；米国道路安全保険協会）

欧州につきましても、「フォレスター」の販売が引き続き好調に推移するなかで、特にロシアや北欧等の新興市場での販売が伸長し、62千台と前期に比べ6千台（9.8％）の増加となりました。

豪州につきましては、豪州自動車協会などが主催した「2005ベストカー賞」において、今年も「レガシィ」が「ベスト・ラグジュアリーカー」を獲得し、スバルは5年連続の受賞となりました。さらにANCAAP（Australian New Car Assessment Program）衝突試験において、「フォレスター」が最高評価のファイブスターを獲得するなど、スバルは性能面でも高い評価を得ることができました。これらを追い風に、「インプレッサ」の販売が前期を大幅に上回るとともに「フォレスター」や「レガシィ」も堅調に推移し、36千台と前期に比べ2千台（7.2％）上回り、昨年に引き続き過去最高を更新しました。

以上の結果、海外全体の暦年現地販売は333千台と、前年に比べ20千台（6.5％）の増加となり、過去最高の販売台数となりました。

これらの状況のなかで、平成17年度の完成車輸出台数は、欧州、中近東、豪州、中国等への輸出台数の増加により、225千台と前期に比べ12千台（5.8％）の増加となりました。

海外生産用部品につきましても、昨年6月から本格的な販売を開始した「B9トライベッカ」が寄与し、120千台と前期に比べ4千台（3.9％）の増加となり、過去最高を記録しました。

これらの結果、完成車および海外生産用部品の合計は345千台と前期に比べ17千台（5.1％）の増加となり、昨年に引き続き過去最高の売上（出荷）台数となりました。

以上の結果、国内と海外（海外生産用部品含む）を合わせた平成17年度の売上（出荷）台数は589千台と前期を11千台（1.9％）下回り、スバル・オートモーティブビジネス全体の売上高は8,434億円と前期並となりました。

航空宇宙カンパニー

防衛庁向け製品では、戦闘ヘリコプター「AH-64D」の納入や次期固定翼哨戒機・輸送機（PX/CX）の試作機納入が開始されたことに加え、新無人偵察機システムの納入開始などにより、売上高は前期を大きく上回りました。

また、民間向け製品でも、世界的なエアライン需要の回復に伴うボーイング社向け既存製品の納入機数が大きく増加しました。さらに小型ビジネスジェット機「エクリプス500」の主翼の生産開始や現在開発中の次世代旅客機787の開発売上が開始されたことなどにより、売上高は前期を上回りました。なお、787向け製品の本格生産に向けて、愛知県半田市に新工場を建設いたしました。

以上のように平成17年度は、新規大型プロジェクトが業績拡大に大きく貢献し、全体の売上高は818億円と前期に比べ37.6%の大幅な増収となり、過去最高となりました。

産業機器カンパニー

国内では、ポンプ搭載用および発電機搭載用エンジンの販売台数が増加したことなどにより売上高は前期を上回りました。また、海外でも、主力製品である環境対応型高性能ガソリンエンジン「EX」シリーズが世界中から引き合いを受けており、特に米国向けでは業界大手取引先からの発電機搭載用の注文が大幅に増加し、欧州向けでも農業機械用の販売が好調に推移しました。さらにアジア向けレジャー用エンジンの販売台数の増加も加わり、売上高は昨年度に引き続き前期を大幅に上回りました。このように国内外における積極的な営業活動の結果、国内と海外を合わせた平成17年度の販売台数は過去最高を記録し、全体の売上高は438億円と前期に比べ12.5%の増収となりました。

エコテクノロジーカンパニー

塵芥収集車「フジマイティー」の販売台数は、関西地域における販売特約店の直営化や新明和工業株式会社と共同開発を行った次世代型塵芥収集車「フジマイティー-L P871」の市場導入などにより、前期を上回りました。当該カンパニーは事業内容の集約を図る一方で、風力発電システムでは従来の小型・中型に加え、将来を見据えた本格的な2000KW級大型システムの実用試験機を茨城県神栖市波崎に建設しました。これらにより売上高は72億円と前期に比べ11.5%の増収となりました。

部門別売上高

部 門	金 額 (百万円)	前 期 比 (%)	構 成 比 (%)
スバル・オート モーティブビジネス	843,369	99.8	86.4
航空宇宙カンパニー	81,787	137.6	8.4
産業機器カンパニー	43,751	112.5	4.5
エコテクノロジーカンパニー	7,236	111.5	0.7
合 計	976,143	102.8	100.0

CSR (Corporate Social Responsibility ; 企業の社会的責任) 活動への取り組み

当社におけるCSRは企業理念の反映であり、企業活動そのものであると捉え、「企業理念」を「CSR方針」と定義し、「環境」「コンプライアンス」「社会貢献」をはじめとしたさまざまなテーマに対し、積極的な取り組みを行っています。

(環境への取り組み)

既に本社を含む全事業所や国内の主要な関係会社において、環境マネジメントシステムを構築し、国際規格ISO14001の認証を取得して環境保全活動を継続的に推進しております。

海外においても、主要な生産および販売拠点に加え、新たに研究開発拠点であるスバル リサーチ アンド ディベロップメント インクがISO14001の認証を取得しました。

また、群馬製作所に続き、宇都宮製作所では国内最大級の天然ガスコージェネレーションシステムの本格運用を開始するなど、各工場でもCO₂排出削減や効率的なエネルギーの活用に取り組んでおります。さらに、京都議定書（平成17年2月16日発効）の日本の目標を達成するための国民的プロジェクトである「チームマイナス6%」に参加し、クール・ビズやウォーム・ビズによる省エネやアイドリング・ストップの啓蒙を通じて地球温暖化防止の活動を推進しました。

加えて、平成17年1月から施行された「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）の確実な遵守とリサイクル配慮設計の推進、ゼロエミッション活動による廃棄物発生量の削減、グリーン調達活動など継続的な取り組みを行いました。

(コンプライアンス)

当社ではコンプライアンス委員会において、重要なコンプライアンス事項に関する審議・協議、決定、情報交換・連絡を行っております。同委員会を中心に、コンプライアンスを全社員へ徹底するとともに、国内グループ各社への展開や教育を進めました。

また、個人情報保護法の平成17年4月の全面施行に合わせ、社内体制や規程を見直し、個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）を公表するなど、グループ企業も含めて取り組みを強化しました。

加えて、平成18年4月の公益通報者保護法施行に合わせ、平成15年に設けたコンプライアンス・ホットライン制度について、国内グループ会社を含めた内部通報受付制度として再整備を行いました。また本年5月の「会社法」の施行に合わせ、所要の対応を進めております。

(社会貢献活動への取り組み)

当社では、「商品」「人づくり」「地域」「ボランティア支援」をキーワードにして社会貢献活動を続けております。具体的にはモータースポーツへの参加や工場見学および学生のインターンシップの受け入れ、清掃ボランティア、グラウンド・体育館の貸し出し、スポーツ指導などのボランティア活動などさまざまな取り組みを行いました。また、平成17年度にはパキスタン北部地震や米国ハリケーン「カトリナ」の被災地域への支援を行いました。

設備投資の状況

当期の設備投資額は239億円となりました。主な内容は自動車部門での新型車および航空宇宙部門での新規プロジェクトの生産設備、研究開発、合理化・省力化投資等であります。

資金調達の状況

資金調達につきましては、社債償還資金および設備投資資金等として長期借入金75億円を調達いたしました。

会社が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内経済は個人消費と設備投資の回復により景気は堅調さを示しているものの、自動車市場の全体需要は飽和状態にあり、米国経済動向においても、不安材料が多々あるなかで、原油をはじめ原材料の高騰が引き続き予想されることが今後の為替動向、金利動向等の懸念材料もあり、当社

を取り巻く経営環境は予断を許さない状況であります。

このようななかで、当社が対処すべき主要課題は、第一に、今年度は経営基盤の再構築とその強化を目指す「修正FDR－1」計画の最終年度であり、この目標を仕上げることに注力するとともに、第二として、新たなトヨタ自動車株式会社との業務提携の内容を詰め、具体的なシナジーを確実なものとしてこの提携を成功に導くこと、そして第三に、新たな環境のなかで次年度以降の将来の成長に向けた新たな中期経営計画の策定にあります。

第一の課題については、昨年度から取り組んでいるコスト構造の改革活動（TSR）を継続し、資材費の高騰に対応すると同時に、開発費や諸経費の削減に努め、総合的なコスト競争力をさらに高めてまいります。また販売力の強化については、今年4月から国内では比較的小規模なスバルの販売特約店の統合を行い、ディーラー経営の合理化を推進して創出したリソースを直接販売力の強化に振り向け、販売の生産性向上を図ってまいります。これらにより、顧客満足度（CS）を軸とした質の高い販売に改革してまいります。一方、米国では米国販売子会社（スバル オブ アメリカ；SOA）が直接拠点投資を行うサイトコントロール計画を立ち上げ、販売力の強化を実践するとともに、CIS諸国・東アジア諸国の新興市場の積極的な開拓と育成を行います。さらに各カンパニーでも営業力強化を課題に挙げ、産業機器カンパニーでは国内販売会社を立ち上げるなど、一層の強化を行ってまいります。資産の効率化や企業構造のスリム化課題には、グループ全体の収益力の向上を目指し、関連会社の機能を明確化し、効率的な人員配置、迅速な業務遂行が行える組織・体制を整備し、経営の効率化を進め、全体としての資産の効率的活用を図ります。

第二の主要課題であるトヨタ自動車との提携については、SIAにおけるトヨタ車生産計画や、開発実務への参画を速やかに実行するとともに、それらの活動を通じ、トヨタの優れたノウハウを吸収して、スバルの生産性向上、商品力の向上に寄与させてまいります。また生産・開発以外の分野でも交流を深め、相互信頼を一層深めることにより、磐石の提携関係を築いてまいります。

以上の第一、第二の主要課題の遂行により、当社の経営基盤を強固すると同時に、今年度はその先に向けた経営計画の構築が第三の主要課題であります。スバル部門では、お客様の価値観を基本として、新たな環境の時代に適合したスバル固有の商品開発を積極的に進めるとともに、開発のスピードアップと効率化を図ることで、高い品質と十分なコスト競争力を持った商品をタイムリーに投入することに取り組んでまいります。

また、国内海外の総合的な販売力の強化は喫緊の課題であり、さらなる効率化とともに販売店のハードウェアへの必要な投資計画を策定いたします。その上で

重要テーマである人材育成について、真にお客様の満足の得られる高品質な営業とサービス活動のための教育活動などの具体的な計画を構築してまいります。

各カンパニーでは、業績の好転をしっかりと根付かせてまいります。特に航空宇宙カンパニーでは、一斉に拡大展開する大型プロジェクトにおいて、最高のレベルの品質・納期・価格の実現に注力し、確実な投資リターンを確保して、安定した高業績を実現してまいります。産業機器カンパニーでは、拡大する海外市場に対し、グローバルな視点での効率的で競争力のある生産能力の確保を目指してまいります。エコテクノロジーカンパニーでは、他社との戦略的な提携も視野に入れて、事業基盤の再構築について検討を進めてまいります。

以上のような活動と同時に地球環境保全やコンプライアンスなど、CSR活動にも積極的に取り組み、株主やお客様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様へ信頼される企業として、皆様のご期待に沿えるよう、成長、発展へ向けグループ全社をあげて最大限の努力を続け、「存在感と魅力ある企業」を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 営業成績および財産状況の推移

項 目	第 72 期 (14/4～15/3)	第 73 期 (15/4～16/3)	第 74 期 (16/4～17/3)	第 75 期 (17/4～18/3)
売 上 高	9,122億円	9,369億円	9,495億円	9,761億円
経 常 利 益	464億円	284億円	313億円	414億円
当 期 純 利 益	188億円	190億円	25億円	103億円
1株当たり当期純利益	25.24円	24.86円	3.14円	13.60円
純 資 産	4,676億円	5,045億円	5,071億円	4,746億円
1株当たり純資産	629.61円	647.76円	650.46円	661.91円
総 資 産	9,093億円	9,471億円	9,380億円	9,050億円

- (注) 1. 売上高、経常利益、当期純利益、純資産、総資産の金額は第74期より億円未満を四捨五入して表示しておりますが、第73期以前は億円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数、1株当たり純資産は期末発行済株式数により算出しており、自己株式を控除して算出しております。
3. 第73期の経常利益が減少したのは、為替レート差および新型車導入に関する初期費用の増加等によるものであります。
4. 第73期の純資産が増加したのは、転換社債の株式転換による増加等であります。
5. 第73期の総資産が増加したのは、金融子会社への貸付金の増加等によるものであります。
6. 第73期より航空宇宙カンパニーの長期請負契約につきましては、工事進行基準で売上高を計上しております。
7. 第74期よりヘッジ会計の方法を変更し、振当処理および繰延ヘッジ処理を行わないことといたしました。
8. 第74期の当期純利益が減少したのは、航空機関連などの特定プロジェクト事業の大幅な遅延等による、たな卸資産評価損の計上や国内販売会社における株式評価の見直しに伴う投資有価証券評価損の計上等によるものであります。
9. 第75期の状況につきましては、前記「1. 営業の経過および成果」に記載のとおりであります。純資産が減少したのは自己株式が増加したためであります。

Ⅱ. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

1. 事業の内容

部 門	主 要 製 品
スバル・オート モーティブビジネス	普通および小型自動車 レガシィ、インプレッサ、フォレスター 軽 自 動 車 R2、R1、プレオ、サンバー 海 外 生 産 用 部 品 海外生産向け各種ユニット・部品
航空宇宙カンパニー	AH-64D型ヘリコプター、UH-1J型ヘリコプター、T-5型 初級練習機、T-7初等練習機、遠隔操縦観測システム、J/AQ M-1型無人標的機、次期固定翼哨戒機・輸送機開発（主翼、垂直 尾翼）、B787（中央翼）、B777（中央翼）、B767（フェアリン グ）、B737（昇降舵）、宇宙関連機器・部品
産業機器カンパニー	ロビンエンジン、エンジンジェネレーター、ポンプ
エコテクノロジー カ ン パ ニ ー	塵芥収集車（フジマイティ）、モートルック、スィーパー、 清掃ロボット、オゾン機器 ビルごみ処理システム、中間ごみ処理プラント、風力発電システム

2. 株式の状況

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 会社が発行する株式の総数 | 1,500,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 782,865,873株 |
| (3) 株主数 | 57,494名 |

(4) 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況 持 株 数 (出資比率)	当社の大株主への出資状況 持 株 数 (出資比率)
トヨタ自動車株式会社	千株 68,000 (8.69 %)	千株 — %
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社信託口	42,826 (5.47 %)	—
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社信託口	39,455 (5.04 %)	—
ザチエースマンハッタン バンクエヌエイロンドン	33,749 (4.31 %)	—
デボジタリー ノミニーズ インコーポレーション	26,598 (3.40 %)	—
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン ク ラ イ ア ン ト	24,077 (3.08 %)	—
日本生命保険相互会社	15,986 (2.04 %)	—
スズキ株式会社	13,690 (1.75 %)	5,780 (1.07 %)
株式会社みずほコーポレート銀行	12,361 (1.58 %)	—
株式会社みずほ銀行	12,017 (1.54 %)	—

- (注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には記載されていませんが、当社は株式会社みずほコーポレート銀行と株式会社みずほ銀行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式1,953株（出資比率0.02%）を所有しております。
3. 上記のほか、当社は自己株式を65,897千株所有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記の大株主より除外しております。

3. 自己株式の取得・処分等および保有

(1) 取得株式

株 式 の 種 類	株 式 数	価 額 の 総 額
普 通 株 式	62,594,327株	39,351,216,503円

上記のうち、第74期定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議により買い受けた自己株式

株 式 の 種 類	株 式 数	価 額 の 総 額
普 通 株 式	62,504,000株	39,300,560,000円

買い受けを必要とした理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

(2) 処分株式

処 分 事 由	株式の種類	株 式 数	価 額 の 総 額
単元未満株式の買増し請求による処分	普通株式	8,032株	4,354,422円
ストックオプションの権利行使による処分	普通株式	51,000株	25,398,000円

(3) 決算期末における保有株式

株 式 の 種 類	株 式 数
普 通 株 式	65,897,206株

(注) 前決算期末において、当社は普通株式3,361,911株を所有しておりました。

4. 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

- (1) 商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づくもの
(平成14年6月26日開催の定時株主総会の決議によるもの)

新株予約権の数	1,029個
新株予約権の発行価額	無償
目的となる株式の種類および数	普通株式 1,029,000株
株式の発行価額	498円
権利行使期間	平成16年8月1日から平成21年7月31日まで

- (2) 商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づくもの
(平成16年6月25日開催の定時株主総会の決議によるもの)

新株予約権の数	1,921個
新株予約権の発行価額	無償
目的となる株式の種類および数	普通株式 1,921,000株
株式の発行価額	594円
権利行使期間	平成18年8月1日から平成23年7月31日まで

5. 従業員の状況

従業員数（前期比増減）	平均年齢	平均勤続年数
13,111名（872名減少）	37.9歳	17.5年

- (注) 1. 従業員には嘱託、見習従業員、休職者を含みます。
2. 平成18年1月に712名の希望退職を実施いたしました。

6. 企業結合の状況

(1) 重要な子法人等

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
スバル オブ インディアナ オートモーティブ インク (S I A)	794,045千米ドル	100.0%	自動車および部品の製造販売
スバル オブ アメリカ インク (S O A)	241千米ドル	100.0	自動車および部品販売
フジ ヘビー インダストリーズ ユー エス エー インク (F U S A)	5千米ドル	100.0	米国製スバル車および米国製自動車用部品の第3国向け輸出業務等
富士ロビン株式会社	834百万円	58.4	小型農業機械、汎用エンジン、消防ポンプ等の製造販売
株式会社イチタン	706百万円	51.0	自動車用鍛造品の製造販売
富士機械株式会社	700百万円	74.4	自動車用部品、産業用・農業用ミッションの製造販売
東京スバル株式会社	5,000百万円	100.0	自動車および部品販売
輸送機工業株式会社	100百万円	100.0	航空機用部品

(2) 企業結合の経過および成果

上記の重要な子法人等 8 社を含む当社の連結対象子法人等は68社、持分法適用会社は11社であります。

なお、平成18年4月に、中期経営計画「修正FDR－1」の重点課題である「販売体制の再構築」の一環として、北海道、中部、四国、北九州、南九州の5地区につき、特約店の統合を実施いたしました。

連結営業成績および財産状況の推移は次のとおりであります。

項 目	第72期 (14/4～15/3)	第73期 (15/4～16/3)	第74期 (16/4～17/3)	第75期 (17/4～18/3)
売 上 高	13,723億円	14,394億円	14,465億円	14,764億円
経 常 利 益	585億円	566億円	436億円	468億円
当 期 純 利 益	334億円	386億円	182億円	156億円
1株当たり当期純利益	44.84円	50.62円	23.27円	20.66円
純 資 産	4,112億円	4,537億円	4,711億円	4,655億円
1株当たり純資産	553.90円	582.60円	604.51円	649.41円
総 資 産	13,440億円	13,497億円	13,575億円	13,484億円

(注) 1. 上表は連結財務諸表規則に基づいております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数、1株当たり純資産は期末発行済株式数により算出しており、自己株式を控除して算出しております。

(3) その他の重要な企業結合

- ① 昭和36年9月および昭和57年5月、米国ベル・ヘリコプター・テキストロン・インコーポレイテッドとの間に、ヘリコプターに関する製造実施権契約を三井物産株式会社の再実施権者として締結しております。
- ② 平成12年9月、スズキ株式会社と業務提携に関する覚書を締結しております。
- ③ 平成18年3月、トヨタ自動車株式会社と業務提携。

7. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高	借入先が有する当社の株式 持 株 数 (出資比率)
株式会社 みずほコーポレート銀行	7,500百万円	12,361千株 (1.58%)
株式会社 群 馬 銀 行	4,430	7,743 (0.99)
株式会社 足 利 銀 行	2,610	6,398 (0.82)
株式会社 三 井 住 友 銀 行	2,600	3,000 (0.38)
株式会社 三菱東京UFJ銀行	2,000	1,347 (0.17)

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

8. 主要な事業所

名 称	所 在 地	主 要 製 品
本 社	東京都新宿区	
東京事業所	東京都三鷹市	
群馬製作所	群馬県太田市、 邑楽郡大泉町、 伊勢崎市	レガシイ、インプレッサ、フォレスター、R2、 R1、プレオ、サンバー
埼玉製作所	埼玉県北本市	ロビンエンジン、エンジンジェネレーター
宇都宮製作所	栃木県宇都宮市 愛知県半田市	航空機、特装車両、環境機器

9. 取締役および監査役

地 位	氏 名	担 当 ま た は 主 な 職 業
☆取締役社長	竹 中 恭 二	スバル営業部門
☆取締役副社長	鈴 木 浩	航空宇宙カンパニー、産業機器カンパニー、エコテクノロジーカンパニー、総務部
☆取 締 役	土 屋 孝 夫	スバル商品企画本部、スバル技術本部、スバル技術研究所、知的財産部
☆取 締 役	高 木 俊 輔	戦略本部、秘書室、財務管理部、人事部、ＩＴシステム部
※取 締 役	伊 能 喜 義	広報部、法務部、監査部
※取 締 役	小 松 熙	スバル原価企画管理本部、スバル製造本部、スバル購買本部、スバル品質保証本部
常 勤 監 査 役	街 風 武 雄	
常 勤 監 査 役	永 野 正 義	
常 勤 監 査 役	谷 代 正 毅	
監 査 役	田 代 守 彦	

(注) １．☆印は代表取締役であります。

２．※印は平成17年6月24日開催の第74期定時株主総会で新たに選任され、就任した取締役であります。

３．平成17年6月24日付で取締役副社長（代表取締役）和田英生、取締役荒澤紘一、取締役中坪博之の各氏は退任いたしました。

４．平成17年10月5日付で取締役トロイ エイ・クラーク氏は辞任いたしました。

５．監査役谷代正毅、田代守彦の両氏は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

10. 取締役および監査役に支払った報酬等の額

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	9名	175百万円	4名	60百万円	13名	235百万円
利益処分による役員賞与	7名	48百万円	4名	7百万円	11名	55百万円
株主総会決議に基づく退職慰労金	3名	107百万円	—	—	3名	107百万円
計		330百万円		67百万円		397百万円

- (注) 1. 「定款又は株主総会決議に基づく報酬」および「利益処分による役員賞与」の取締役の人員には、平成17年6月24日付で取締役を退任した3名が含まれております。
2. 取締役の報酬限度額は月額36百万円、監査役の報酬限度額は月額7百万円であります。

11. 会計監査人に支払うべき報酬等の額

- (1) 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

75百万円

- (2) 上記(1)の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

68百万円

- (3) 上記(2)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

46百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、(3)の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

Ⅲ. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

当社の子会社である富士機械株式会社（以下、富士機械）は、売上高の約90%が当社向けとなっており、グループとしての経営力をさらに高めるために、当社は平成18年5月9日開催の取締役会において、株式交換（簡易株式交換制度）により、富士機械を完全子会社とすることを決議し、両社で株式交換契約書を締結いたしました。

1. 株式交換の条件等

(1) 株式交換の日程

平成18年5月9日 株式交換契約承認取締役会

平成18年5月9日 株式交換契約の締結

平成18年6月28日 株式交換契約承認時株主総会（富士機械）

平成18年10月1日 株式交換期日（株券提出期限）

当社は、会社法第796条の簡易株式交換の規定に基づき、株主総会の承認を得ないで、本株式交換を行うことになります。

(2) 株式交換比率

	富士重工業株式会社 (完全親会社)	富士機械株式会社 (完全子会社)
株 式 交 換 比 率	1	0.52

(注) 株式交換比率の算定根拠

当社及び富士機械はそれぞれ第三者機関に算定を依頼し、市場株価法、類似会社比較法、及びディスカунテッド・キャッシュフロー法による分析を行い、その算定結果及びその他事項を参考として、両社協議の結果、上記のとおり合意いたしました。

(3) 株式交換交付金

株式交換交付金の支払いはありません。

2. 株式交換後の状況

(1) 商号、事業内容、代表者、本店所在地

両社ともに株式交換に伴う変更はありません。

(2) 当社の資本金

当社は株式交換に際し、すべて自己株式を代用いたしますので、資本金に変化はありません。

(3) 当社の業績に与える影響

当社の業績に与える影響は軽微であります。

貸 借 対 照 表 (平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	364,049	流 動 負 債	289,452
現 金 及 び 預 金	37,789	支 払 手 形	3,804
受 取 手 形	1,859	買 掛 金	172,129
売 掛 金	113,763	短 期 借 入 金	12,140
有 価 証 券	2	一年内返済長期借入金	11
製 品	24,847	一 年 内 償 還 社 債	20,000
原 材 料	8,827	未 払 金	10,523
仕 掛 品	69,819	未 払 費 用	34,356
貯 蔵 品	1,228	未 払 法 人 税 等	5,677
前 渡 金	9,912	前 受 金	5,378
前 払 費 用	2,641	預 り 金	1,248
繰 延 税 金 資 産	17,633	前 受 収 益	172
未 収 入 金	19,686	賞 与 引 当 金	10,060
短 期 貸 付 金	54,995	製 品 保 証 引 当 金	7,063
そ の 他	1,987	設 備 関 係 支 払 手 形	1,428
貸 倒 引 当 金	△939	そ の 他	5,463
固 定 資 産	540,961	固 定 負 債	140,927
(有形固定資産)	(234,053)	社 債	80,000
建 物	52,132	長 期 借 入 金	24,741
構 築 物	6,905	長 期 未 払 金	2,148
機 械 装 置	72,917	預 り 保 証 金	1,394
航 空 機	14	退 職 給 付 引 当 金	31,308
車 両 運 搬 具	1,261	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	170
工 具 器 具 備 品	12,538	債 務 保 証 損 失 引 当 金	1,163
土 地	82,274	そ の 他	3
建 設 仮 勘 定	6,012	負 債 合 計	430,379
(無形固定資産)	(16,065)	資 本 の 部	
工 業 所 有 権	118	資 本 金	153,795
ソ フ ト ウ ェ ア	14,243	資 本 剰 余 金	160,071
そ の 他	1,704	資 本 準 備 金	160,071
(投資その他の資産)	(290,843)	利 益 剰 余 金	182,364
投 資 有 価 証 券	53,515	利 益 準 備 金	7,901
子 会 社 株 式	141,999	土 地 圧 縮 積 立 金	687
出 資 金	27	別 途 積 立 金	85,335
子 会 社 出 資 金	453	当 期 未 処 分 利 益	88,441
長 期 貸 付 金	67,004	株 式 等 評 価 差 額 金	19,920
長 期 前 払 費 用	2,382	自 己 株 式	△41,519
繰 延 税 金 資 産	24,621	資 本 合 計	474,631
そ の 他	7,635	負 債 及 び 資 本 合 計	905,010
投 資 評 価 引 当 金	△744		
貸 倒 引 当 金	△6,049		
資 産 合 計	905,010		

(注) 百万円未満四捨五入

損 益 計 算 書 (自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経 常 損 益 の 部	営 業 収 益		
	売 上 高		976,143
	営 業 費 用		
	売 上 原 価	778,248	
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	145,772	924,020
	営 業 利 益		52,123
	営 業 外 収 益		
	受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,664	
	そ の 他	5,199	7,863
	営 業 外 費 用		
特 別 損 益 の 部	支 払 利 息	1,454	
	デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	2,983	
	そ の 他	14,170	18,607
	経 常 利 益		41,379
	特 別 利 益		
	固 定 資 産 売 却 益	534	
	投 資 有 価 証 券 等 売 却 益	5,243	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 額	9	
	投 資 評 価 引 当 金 戻 入 額	0	5,786
	特 別 損 失		
特 別 損 益 の 部	固 定 資 産 売 却 ・ 除 却 損	1,881	
	投 資 有 価 証 券 等 売 却 損	2,216	
	投 資 有 価 証 券 等 評 価 損	6,608	
	減 損 損 失	329	
	債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,163	
	投 資 評 価 引 当 金 繰 入 額	744	
	割 増 退 職 金 等	7,969	
	開 発 中 止 損 失	7,094	28,004
	税 引 前 当 期 純 利 益		19,161
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,303	
当 期 純 利 益	法 人 税 等 調 整 額	1,584	8,887
	当 期 純 利 益		10,274
	前 期 繰 越 利 益		81,683
	自 己 株 式 処 分 差 損		8
	中 間 配 当 額		3,508
	当 期 未 処 分 利 益		88,441

(注) 百万円未満四捨五入

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）であります。
- (2) 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法であります。
- (3) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法であります。（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - ② 時価のないもの……移動平均法による原価法であります。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法……時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 製品……移動平均法による原価法（一部は先入先出法による原価法）であります。
- (2) 仕掛品、原材料及び貯蔵品……先入先出法による原価法（一部は移動平均法による原価法）であります。

4. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～50年
機械装置及び車両運搬具	4～12年
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年及び5年間）に基づく定額法を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理をしております。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 投資評価引当金……時価のない投資有価証券、子会社株式及び出資金の価値の減少による損失に備えるため、投資先の資産内容及び将来の回復可能性等を考慮して引当計上しております。
- (3) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、会社が算定した当期に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) 製品保証引当金……販売した製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、原則として保証書の約款に従い過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上しております。
- (5) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（18年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（18年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用

- 処理することとしております。
- (6) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。これは商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
- (7) 債務保証損失引当金……債務保証の履行損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、必要額を見積もり計上しております。これは商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
8. 売上高の計上基準
売上高のうち、航空宇宙事業の長期請負工事（工期1年超かつ請負金額1件50億円以上）については、工事進行基準により計上しております。
9. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10. 重要なヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
当期にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。
- | <u>ヘッジ手段</u> | <u>ヘッジ対象</u> |
|--------------|--------------|
| 金利スワップ | 借入金 |
- (3) ヘッジ方針
リスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判断は省略しております。
11. その他財務諸表作成のための基本となる事項
- (1) 消費税等の処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。
- (2) 金額単位の表示
金額表示の単位については、四捨五入により表示しております。

会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税引前当期純利益は329百万円減少しております。

なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産は、有形固定資産27,759百万円であります。
2. 有形固定資産に対する減価償却累計額は、459,276百万円であります。
3. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等についてはリース契約により使用しております。
4. 子会社に対する短期金銭債権…………… 122,863百万円
子会社に対する短期金銭債務……………38,678百万円
子会社に対する長期金銭債権……………69,054百万円
子会社に対する売上高…………… 565,030百万円
子会社よりの仕入高…………… 104,082百万円
子会社との営業取引以外の取引高…………… 1,770百万円
5. 保証債務は、158,528百万円であります。
6. 特別目的会社に対する譲渡資産残高は、航空宇宙事業の売上債権18,174百万円であります。
7. 発行済株式総数は、普通株式782,865,873株であります。
8. 保有している自己株式数は、普通株式65,897,206株であります。
9. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は、19,920百万円であります。
(時価評価した資産について、時価が取得価額を上回る場合に、その評価差額により増加した純資産額)

(損益計算書関係)

1. 研究開発費の総額は、46,683百万円であります。
2. 投資有価証券等売却益には、子会社株式売却益11百万円を含んでおります。
3. 投資有価証券等評価損には、子会社株式評価損6,598百万円を含んでおります。
4. 開発中止損失
内容につきましては以下の2つであります。
 - ①新型車共同開発 米国ゼネラルモーターズ社との提携解消に伴い、サーブ社とのクロスオーバー車の共同開発案件について開発を中止することで合意し、共同開発の中止に伴い発生する損失見込額3,633百万円を計上したものであります。
 - ②新システム開発 受注から納品までの一連の業務プロセスを支援するシステムの構築を始めておりましたが、当初計画どおりの費用対効果が得られないと判断したことにより、開発を中止することを決定いたしました。これに伴い発生する損失額3,461百万円を計上したものであります。
5. 1株当たり当期純利益は、13円60銭であります。

退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。

なお、退職一時金制度については、昭和55年から適格退職年金制度へ段階的な移行を行っております。

2. 退職給付債務に関する事項

平成18年3月31日現在

(単位：百万円)

イ、退職給付債務	△89,430
ロ、年金資産	52,996
ハ、未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△36,434
ニ、未認識数理計算上差異	5,485
ホ、未認識過去勤務債務	△ 359
ヘ、退職給付引当金（ハ＋ニ＋ホ）	△31,308

3. 退職給付費用に関する事項

自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日

(単位：百万円)

イ、勤務費用	4,866
ロ、利息費用	2,003
ハ、期待運用収益	△ 967
ニ、数理計算上の差異の費用処理額	1,004
ホ、過去勤務債務の費用処理額	△ 21
ヘ、退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	6,885

*上記以外に臨時割増退職金37百万円（営業費用）と7,408百万円（特別損失）が発生しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ、退職給付見込み額の期間配分法	期間定額基準
ロ、割引率	2.0%
ハ、期待運用収益率	2.0%
ニ、数理計算上の差異の処理年数	18年
(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)	
ホ、過去勤務債務の処理年数	18年

税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

平成18年3月31日現在

繰延税金資産	
株式評価損	23,703
退職給付引当金繰入限度超過	12,680
賞与引当金	4,074
貸倒引当金繰入限度超過	2,830
製品保証引当金	2,861
債務保証損失引当金	471
たな卸資産評価損	4,440
未払事業税	617
その他	8,013
小計	59,689
評価性引当金	△ 3,409
合計	56,280
繰延税金負債	
株式等評価差額金	△13,558
圧縮積立金	△ 468
計	△14,026
繰延税金資産の純額	42,254

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
法定実効税率 (調整)	40.5%
交際費等損金不算入費用	0.8 "
配当金等益金不算入	△ 1.1 "
住民税均等割	0.2 "
法人税額の特別控除税額	△ 9.1 "
過年度法人税等修正	3.9 "
過年度法人税等調整額修正	△ 5.9 "
評価性引当	17.8 "
その他	△ 0.7 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.4%

利 益 処 分 案

(単位：円)

摘 要	金 額
当 期 未 処 分 利 益	88,441,189,042
合 計	88,441,189,042
これを下記のとおり処分いたします。	
株 主 配 当 金 1 株 に つ き 4.5円	3,226,359,002
役 員 賞 与 金 (う ち 監 査 役 分)	65,500,000 (10,000,000)
次 期 繰 越 利 益	85,149,330,040

(注) 平成17年度配当は、中間配当1株当たり4.5円を含め1株当たり9円になります。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月9日

富士重工業株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 輝 夫 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 野 村 哲 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、富士重工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第75期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 「会計方針の変更」に記載のとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）が当営業年度に係る計算書類及び附属明細書から適用となったことに伴うものであり、相当と認める。
- (3) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

富士機械株式会社との株式交換に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第75期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月9日

富士重工業株式会社	監査役会
常勤監査役	街 風 武 雄 ㊞
常勤監査役	永 野 正 義 ㊞
常勤監査役	谷 代 正 毅 ㊞
監査役	田 代 守 彦 ㊞

(注) 常勤監査役谷代正毅および監査役田代守彦は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表（平成18年3月31日現在）

（単位：百万円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	619,183	流 動 負 債	628,113
現金及び預金	65,524	支払手形及び買掛金	211,412
受取手形及び売掛金	104,972	短期借入金	195,507
有価証券	37,444	コマーシャルペーパー	8,000
たな卸資産	216,396	一年内償還社債	20,500
短期貸付金	118,414	未払法人税等	11,472
繰延税金資産	32,992	未払費用	61,744
その他	45,604	賞与引当金	15,427
貸倒引当金	△2,163	製品保証引当金	23,496
固 定 資 産	729,217	その他	80,555
（有形固定資産）	（555,973）	固 定 負 債	252,501
建物及び構築物	128,727	社 債	80,000
機械装置及び運搬具	184,582	長期借入金	70,072
土地	172,338	土地再評価に係る繰延税金負債	703
建設仮勘定	7,396	退職給付引当金	52,322
その他	62,930	役員退職慰労引当金	971
（無形固定資産）	（38,211）	連結調整勘定	2,995
ソフトウェア	14,503	その他	45,438
その他	23,708	負 債 合 計	880,614
（投資その他の資産）	（135,033）	少 数 株 主 持 分	
投資有価証券	80,316	少数株主持分	2,264
長期貸付金	8,141	資 本 の 部	
繰延税金資産	23,612	資 本 金	153,795
その他	25,312	資 本 剰 余 金	160,071
貸倒引当金	△2,348	利 益 剰 余 金	189,996
資 産 合 計	1,348,400	土地再評価差額金	290
		株式等評価差額金	21,145
		為替換算調整勘定	△18,230
		自 己 株 式	△41,545
		資 本 合 計	465,522
		負債、少数株主持分及び資本合計	1,348,400

連結損益計算書（自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日）

（単位：百万円）

科 目		金 額	
経常損益の部の損益の部	営業収益		
	売上高		1,476,368
	営業費用		
	売上原価	1,125,293	
	販売費及び一般管理費	292,736	1,418,029
	営業利益		58,339
	営業外収益		
	受取利息及び配当金	3,421	
	連結調整勘定償却額	3,296	
	持分法による投資利益	1,446	
特別損益の部の損益の部	その他の	4,193	12,356
	営業外費用		
	支払利息	3,181	
	デリバティブ評価損	2,983	
	その他の	17,763	23,927
	経常利益		46,768
	特別利益		
	固定資産売却益	3,872	
	投資有価証券等売却益	5,274	
	その他の	107	9,253
特別損益の部の損益の部	特別損失		
	固定資産売却・除却損	4,273	
	投資有価証券等売却損	2,253	
	減損損失	4,064	
	割増退職金等	7,991	
	開発中止損失	7,094	
	その他の	1,672	27,347
	税金等調整前当期純利益		28,674
	法人税、住民税及び事業税		13,231
	法人税等調整額		△303
当期純利益	少数株主利益		(減算) 135
			15,611

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

(1) 連結子法人等 68社

国内 49社……富士ロビン(株)、(株)イチタン、東京スバル(株)、他46社

海外 19社……スバル オブ インディアナ オートモーティブ インク、スバル オブ アメリカ インク、他17社

(2) 持分法適用会社 11社

国内 10社……スバル用品(株)、スバルシステムサービス(株)、スバルテクニカインターナショナル(株)、他7社

海外 1社……ロビン アメリカ インク

(3) 非連結子法人等及び持分法非適用会社のうち主要なものの名称

…(株)ロビンサービス

非連結子法人等は、総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等の観点から見て、いずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

また、持分法非適用の非連結子法人等及び関連会社は連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、重要性が乏しいため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

2. 連結の範囲及び持分法適用の異動状況

(1) 連結子法人等

(新規) —

(減少) —

(2) 持分法適用会社

(新規) 6社

(減少) —

スバルテクニカインターナショナル(株)、ロビン アメリカ インク、他4社は、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の決算日は、国内子法人等は当社と同一ですが、在外子法人等は12月31日であります。在外子法人等については12月31日現在の決算財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については調整を行った上で連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）であります。

その他有価証券

時価のあるもの

……決算期末日の市場価格等に基づく時価法であります。

（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

……主として移動平均法による原価法であります。

②デリバティブ……時価法であります。

③たな卸資産

製 品……主として移動平均法による原価法であります。

その他のたな卸資産……主として先入先出法による原価法であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産……当社及び国内連結子法人等は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については定額法）を、在外連結子法人等は所在地国の会計基準に規定する定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 2～11年

②無形固定資産……営業権については、所在地国の会計基準に基づく定額法を、自社利用のソフトウェアについては利用可能期間（3年及び5年間）に基づく定額法を採用しております。ただし、米国連結子法人等の営業権の内、識別可能な無形固定資産以外の部分については、米国財務会計基準審議会基準書第142号の適用により償却を行っておりません。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②投資評価引当金……時価のない投資有価証券、関係会社株式及び出資金の価値の減少による損失に備えるため、投資先の資産内容及び将来の回復可能性等を考慮して引当計上しております。

③賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、会社が算定した当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④製品保証引当金……販売した製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、原則として保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上しております。

⑤退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14～18年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として18年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑥役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末における要支給額を計上しております。

これは商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(4) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、在外子法人等の資産及び負債は、当該子法人等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 売上高の計上基準

売上高のうち、航空宇宙事業の長期請負工事（工期1年超かつ請負金額1件50億円以上）については、工事進行基準により計上しております。

- (6) 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。
- | <u>ヘッジ手段</u> | <u>ヘッジ対象</u> |
|--------------|--------------|
| 金利スワップ | 借入金 |
- ③ヘッジ方針
リスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判断は省略しております。
- (8) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しております。
5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。
ただし、スバル オブ インディアナ オートモーティブ インクの完全子会社化により発生した連結調整勘定（貸方）については、将来発生が見込まれる損失に明確に対応する部分については当該損失の発生に応じて、それ以外の部分については5年間の均等償却を行うこととしております。
7. 利益処分項目等の取り扱いに関する事項
連結会社の利益処分は、当連結会計年度中に確定した利益処分に基づいております。

会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は3,263百万円減少しております。（米子国子会社における減損損失が801百万円発生しているため、連結損益計算書の減損損失は4,064百万円となっています。）
なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。

追加情報

(連結調整勘定（貸方）の償却)

平成15年1月1日に当社は、いすゞ自動車株式会社との米国合弁会社スバル オブ インディアナ オートモーティブ インクのいすゞ自動車株式会社保有の全株式の譲渡を受け完全子会社とするとともに、同社から自動車の生産を当面の間受託することいたしました。株式の譲受価格は、受託生産中及び終了後に発生する固定資産除却損、設備リース解約損、人員整理による損失などを考慮して決定されているため、連結調整勘定（貸方）が発生しております。

連結調整勘定（貸方）については、将来発生が見込まれる損失に明確に対応する部分については当該損失の発生に応じて、それ以外の部分については5年間の均等償却を行うこととしておりましたが、当連結会計年度において、いすゞ自動車株式会社との間で、「合弁解消と生産委託契約」（平成14年12月20日締結）に定める実費精算を実行したことにより、連結調整勘定の一部取り崩しを行ったことに伴い、償却スケジュールの一部見直しを行いました。

この結果、当連結会計年度末における連結調整勘定（貸方）の残高は1,949百万円となり、翌連結会計年度に全額償却を予定しております。

なお、この実費精算により、当連結会計年度において連結調整勘定（貸方）が7,087百万円減少し、連結調整勘定償却額（営業外収益）が1,221百万円減少しております。

(厚生年金基金の代行返上)

一部の連結子法人等が加入している東京スバル厚生年金基金（連合設立型）は、確定給付企業年金法に基づき、厚生年金基金の代行部分について、平成17年10月28日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の許可を受け、現在は過去分返上の手続を進めています。

当連結会計年度末現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は5,400百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当連結会計年度末に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）第44－2項を適用した場合に来期以降計上される特別利益の見込額は約2,300百万円であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産

受取手形及び売掛金	291百万円	
有形固定資産	88,855	〃
その他の固定資産	179	〃
合 計	89,325	〃
2. 有形固定資産に対する減価償却累計額 686,418百万円
3. 無形固定資産のうち、連結調整勘定 55百万円
4. 連結会社以外の者の、金融機関よりの借入金に対する保証債務 41,451百万円
5. 特別目的会社に対する譲渡資産残高（航空宇宙事業の売上債権） 18,174百万円
6. 当社の一部の国内連結子法人等は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。

再 評 価 の 方 法：土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出。

再評価を行った年月日：平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差：463百万円

7. 当社の発行済株式総数 普通株式 782,865,873株
8. 連結会社が保有する自己株式の数 普通株式 66,193,286株
9. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

(連結損益計算書関係)

1. 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	場 所	種 類
製 造 設 備	米国	構築物、機械装置
販売店の事業用資産	和歌山県 他3件	建物及び構築物、機械装置、土地
賃貸事業用不動産	群馬県	建物
遊 休 不 動 産	北海道 他3件	土地、建物及び構築物他

減損損失を認識した米国子会社の製造設備は製品毎に、販売店の事業用資産は販売会社毎に、賃貸事業用不動産及び遊休不動産については、それぞれ個別の物件毎にグルーピングしております。

(科目別の計上額)

科 目	金 額
建 物 及 び 構 築 物	1,672百万円
機 械 装 置	782 "
土 地 他	1,610 "
合 計	4,064 "

2. 特別損失の「開発中止損失」の内容は、以下の2つであります。

①新型車共同開発

米国ゼネラルモーターズ社との提携解消に伴い、サーブ社とのクロスオーバー車の共同開発案件について開発を中止することで合意し、共同開発の中止に伴い発生する損失見込額3,633百万円を計上したものであります。

②新システム開発

受注から納品までの一連の業務プロセスを支援するシステムの構築を始めておりましたが、当初計画どおりの費用対効果が得られないと判断したことにより、開発を中止することを決定いたしました。これに伴い発生する損失額3,461百万円を計上したものであります。

3. 特別損失の「その他」1,672百万円のうち1,656百万円は、連結子法人等である輸送機工業株式会社の工場の一部閉鎖に伴い発生した土壌改良費用であります。

4. 1株当たり当期純利益は、20円66銭であります。

5. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月9日

富士重工業株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員	公認会計士	鈴 木 輝 夫 ㊞
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	野 村 哲 明 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、富士重工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第75期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い富士重工業株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

また、「会計方針の変更」に記載のとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）が当営業年度に係る連結計算書類から適用となったことに伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第75期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成18年5月9日

富士重工業株式会社	監査役会
常勤監査役	街 風 武 雄 ㊟
常勤監査役	永 野 正 義 ㊟
常勤監査役	谷 代 正 毅 ㊟
監査役	田 代 守 彦 ㊟

（注）常勤監査役谷代正毅および監査役田代守彦は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

714,005個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第75期利益処分案承認の件

本議案は、企業体質の強化と今後の事業展開を勘案し、添付書類（28頁）に記載のとおりであります。当期末の利益配当金につきましては、1株につき4円50銭といたしたいと存じます。これにより中間配当金を含めました当期の配当金は1株につき9円となります。

また、役員賞与金につきましては、当期の業績等を考慮して、取締役6名および監査役4名に対し、65,500,000円（うち監査役分10,000,000円）を支給させていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①当社の定款には取締役会、監査役および監査役会を置く旨の定めがあるものとみなされておりますので、変更案第20条、第33条を新設するものであります。
- ②当社の定款には会計監査人を置く旨の定めがあるものとみなされておりますので、変更案第6章（第43条、第44条、第45条）を新設するものであります。
- ③当社の定款には株式に係る株券を発行する旨の定めがあるものとみなされておりますので、変更案第6条を新設するものであります。
- ④単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第10条を新設するものであります。
- ⑤株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、株主の皆様へ当該事項に係る情報を提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主総会の運営の合理化を目的として、変更案第16条を新設するものであります。

- ⑥株主総会における議決権の代理行使について、代理人の人数を明確にするため、変更案第18条のとおり変更するものであります。
- ⑦取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第31条を新設するものであります。
- ⑧社外監査役との間で責任限定契約を締結することができるよう、変更案第38条を新設するものであります。
- ⑨上記のほか、「会社法」に基づく株式会社として必要な規定の加除、表現の変更および移設など、全般にわたり所要の変更を行うものであります。
- (2) 平成11年6月に導入した執行役員制度が定着したことに伴い、取締役の員数を35名以内から15名以内に変更するものであります。
- (3) 取締役および監査役がより積極的に経営に参画し、その職責を十分に果たすことができるよう、また社外からの有能な人材の招聘を容易にするため、社外取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう、上記(1)⑧と併せて変更案第26条および変更案第38条を新設するものであります。
- なお、変更案第26条の新設に関しましては監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。
- (4) 転換社債が満期償還を迎えたことに伴い、転換社債の転換と配当金について定めた条文を削除するものであります。
- (5) 上記のほか、全般にわたり必要な規定の加除、表現の変更、条数の整備など所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (公告の方法) 第 4 条 当会社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u> 第 2 章 株 式 (株式の総数) 第 5 条 当会社の<u>発行する株式の総数</u>は、15億株とする。	第 1 章 総 則 (公告方法) 第 4 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u> 第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当会社の<u>発行可能株式総数</u>は、15億株とする。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買受ける</u>ことができる。</u> (株式の名義書換代理人) 第7条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。</u> 当会社の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という。）<u>ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示またはそれらのまっ消、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券の交付、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ</u>当会社においては<u>これを取扱わない。</u> (1単元の株式の数) 第8条 当社の<u>1単元の株式の数は1,000株とする。</u> 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。</u>	(株券の発行) 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> (株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。 当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、</u>当会社においては取扱わない。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u> 当社は、<u>第6条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (単元未満株式の買増し) 第9条 当会社の<u>単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡す<u>べき旨</u>を請求することができる。 (株式取扱規程) 第10条 株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、<u>単元未満株式の買取りおよび買増し、株券の再交付その他株式に関する手続およびその手数料については、取締役会</u>の定める株式取扱規程による。	(<u>単元未満株式についての権利</u>) 第10条 当会社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>次条に定める請求をする権利</u> (単元未満株式の買増し) 第11条 当会社の<u>株主</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その<u>有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u>を請求することができる。 (株式取扱規程) 第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) <u>第11条 当社は、毎決算期最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>前項のほか、第37条の規定による中間配当を受ける者を確定するため、その他必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u> 第3章 株主総会 (定時総会、臨時総会およびその招集) <u>第12条 当会社の株主総会は、定時株主総会および臨時株主総会の2種とする。</u> 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要あるごとにこれを招集する。 (新 設) (議長) <u>第13条 株主総会は、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u>	(削 除) 第3章 株主総会 (定時総会、臨時総会およびその招集) <u>第13条 (現行どおり)</u> (定時株主総会の基準日) <u>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u> (招集権者および議長) <u>第15条 株主総会は、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (決議の要件) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数により決する。 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 (議事録) 第16条 株主総会の議事については、議事録に議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名押印または電子署名を行い、10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 (議事録) 第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (新 設) (員数および選任) 第17条 当会社の取締役は<u>35名以内とし、株主総会で選任する。</u> 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u> 取締役の選任は、累積投票によらない。 (任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 (取締役社長等) 第19条 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選任する</u>ことができる。 (代表取締役) 第20条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって前条の取締役の中からこれを<u>定める</u>。 (報酬) 第21条 取締役の報酬は、株主総会<u>で</u>定める。	第4章 取締役および取締役会 <u>(取締役会の設置)</u> 第20条 <u>当会社は、取締役会を置く。</u> (員数および選任) 第21条 当会社の取締役は<u>15名以内とし、株主総会で選任する。</u> 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 取締役の選任は、累積投票によらない。 (任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。 (取締役社長等) 第23条 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。 (代表取締役) 第24条 <u>当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって前条の取締役の中からこれを選定する。</u> (報酬等) 第25条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u>（以下「報酬等」という。）は、株主総会<u>の決議によって</u>定める。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (取締役会規程) 第22条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。 (招集) 第23条 取締役会は、取締役会長が招集しその議長となる。取締役会長欠員のとき、または事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。 (招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を<u>開く</u>ことができる。	(取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> (取締役会規程) 第27条 (現行どおり) (招集権者および議長) 第28条 取締役会は、取締役会長が招集しその議長となる。取締役会長欠員のとき、または事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、<u>他の</u>取締役がこれに代る。 (招集通知) 第29条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対し、会日の4日前までに発しなければならない。</u>ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を<u>開催する</u>ことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(決議) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数出席し、その出席取締役の過半数をもって決する。 (新 設) (議事録) 第26条 取締役会の議事については、議事録に議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行い、10年間本店に備え置く。 第5章 監査役および監査役会 (新 設) (員数および選任) 第27条 当会社の監査役は5名以内とし、株主総会で選任する。 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u>	(決議の方法) 第30条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u> (決議の省略) 第31条 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。 (議事録) 第32条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行い、10年間本店に備え置く。 第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第33条 当会社は、監査役および監査役会を置く。 (員数および選任) 第34条 当会社の監査役は5名以内とし、株主総会で選任する。 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 (常勤監査役) 第29条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u> (報酬) 第30条 監査役の報酬は、株主総会で定める。 (新 設) (監査役会規程) 第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。	(任期) 第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤監査役) 第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を<u>選定する。</u> (報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 <u>(監査役の責任免除)</u> 第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 (監査役会規程) 第39条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の4日前までに発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに監査役会を<u>開く</u>ことができる。 (決議) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>決する。</u> (議事録) 第34条 監査役会<u>の議事については、議事録に議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行い、10年間本店に備え置く。</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	(招集通知) 第40条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し、</u>会日の4日前までに発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに監査役会を<u>開催する</u>ことができる。 (決議の方法) 第41条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>行う。</u> (議事録) 第42条 監査役会<u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行い、10年間本店に備え置く。</u> 第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第43条 <u>当会社は、会計監査人を置く。</u> (選任) 第44条 <u>会計監査人は、株主総会で選任する。</u> (任期) 第45条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第6章 計 算 (営業年度および決算期) 第35条 当社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日をもって決算期とする。</u> (利益配当金) 第36条 <u>利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u> (中間配当) 第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当という）を行うことができる。</u> (転換社債の転換の時期と利益配当金等の計算) 第38条 <u>転換社債の転換により発行された株式の最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に転換があったものとしてこれを支払う。</u> (除斥期間) 第39条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から起算し3年以内に受領されないときは当社は支払の義務を免れるものとする。</u>	第7章 計 算 (事業年度) 第46条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> (期末配当) 第47条 当社は、株主総会の決議によつて<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行</u> <u>う。</u> (中間配当金) 第48条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項の定めるところにより剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることが</u> <u>できる。</u> (削 除) (除斥期間) 第49条 <u>期末配当および中間配当金は、支払開始の日から起算し3年以内に受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</u>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ○印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する当 社株式の数
1	森 郁 夫 (昭和22年8月19日生)	昭和45年4月 当社入社 平成7年6月 当社海外営業本部北米事業部主 管 平成9年6月 当社海外営業本部海外生産推進 部長 平成11年6月 当社海外営業本部海外企画部長 平成13年6月 当社スバル営業本部営業企画部 長兼販売促進部主管 平成14年6月 当社執行役員スバル営業本部欧 州地区本部長兼アジア・大洋州 地区本部長 平成16年6月 当社執行役員スバル部品用品本 部長 平成17年4月 当社常務執行役員スバル海外営 業本部長 平成18年6月 当社専務執行役員スバル海外営 業本部長 現在に至る	15,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ○印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する当 社株式の数
2	土 屋 孝 夫 (昭和18年8月27日生)	昭和42年4月 当社入社 平成2年1月 当社商品企画本部担当部長 平成7年7月 当社スバル開発本部商品開発主 管 平成9年6月 当社取締役技術管理部長 平成11年6月 当社執行役員スバル開発本部副 本部長兼技術管理部長兼シャ シー設計部長 平成12年4月 当社常務執行役員スバル技術本 部副本部長 平成15年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成17年4月 当社取締役兼専務執行役員スバ ル商品企画本部長 平成17年6月 当社代表取締役兼専務執行役員 スバル商品企画本部長 平成18年6月 当社代表取締役兼専務執行役員 現在に至る	24,200株
3	小 松 熙 (昭和20年5月7日生)	昭和43年4月 当社入社 平成3年6月 当社技術本部パワーユニット研 究実験第二部長 平成9年11月 当社スバル開発本部設計品質管 理部長 平成11年6月 当社執行役員品質保証本部副本 部長兼品質企画部長 平成13年6月 当社常務執行役員スバル技術本 部副本部長 平成15年6月 当社専務執行役員産業機器カン パニープレジデント 平成17年4月 当社専務執行役員スバル製造本 部長 平成17年6月 当社取締役兼専務執行役員スバ ル製造本部長 平成18年6月 当社取締役兼専務執行役員 現在に至る	19,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ○印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する当 社株式の数
4	高 木 俊 輔 (昭和21年10月28日生)	昭和44年4月 当社入社 平成3年4月 当社経理部副部長 平成6年4月 当社総合企画部主管 平成11年6月 当社執行役員総務部長兼不動産 開発部長 平成12年4月 当社執行役員人事部長兼総務部 長兼不動産開発部長 平成13年6月 当社常務執行役員財務管理部長 平成15年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成17年4月 当社取締役兼専務執行役員戦略 本部長 平成17年6月 当社代表取締役兼専務執行役員 戦略本部長 平成18年6月 当社代表取締役兼専務執行役員 現在に至る	27,060株
5	及 川 博 之 (昭和21年7月29日生)	昭和44年4月 当社入社 平成4年4月 当社群馬製作所第一製造部長 平成9年12月 当社群馬製作所第二製造部長 平成11年4月 当社群馬製作所工務部長 平成11年6月 当社群馬製作所副所長 平成13年6月 当社執行役員製造本部副本部長 兼群馬製作所長 平成14年6月 当社常務執行役員スバル製造本 部長兼群馬製作所長 平成15年6月 当社常務執行役員スバルオブイ ンディアナオートモーティブイ ンク社長 平成18年6月 当社専務執行役員スバルオブイ ンディアナオートモーティブイ ンク社長 現在に至る ○スバルオブインディアナオートモーティブイ ンク社長	13,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ○印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する当 社株式の数
6	松 尾 則 久 (昭和23年2月21日生)	昭和45年4月 当社入社 平成3年6月 当社宇都宮製作所技術計画室長 平成7年4月 当社宇都宮製作所第3技術部主 管（小型無人機設計） 平成10年7月 当社航空宇宙事業本部主管 平成10年10月 当社航空宇宙事業本部航空機第 一部長 平成13年6月 当社執行役員航空宇宙事業本部 副本部長（防衛事業） 平成14年6月 当社執行役員航空宇宙カンパ ニーヴァイス・プレジデント兼 富士エアロスペーステクノロ ジー(株)社長 平成15年6月 当社常務執行役員航空宇宙カン パニープレジデント 平成18年6月 当社専務執行役員航空宇宙カン パニープレジデント 現在に至る	21,102株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ○印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する当 社株式の数
7	奥 原 一 成 (昭和23年1月27日生)	昭和45年4月 当社入社 平成5年6月 当社国内営業本部営業部（中国・四国・九州）地区担当部長 平成6年4月 当社国内営業本部営業第四部長 平成9年6月 当社国内営業本部営業第二部長 平成10年6月 当社国内営業本部営業企画部長 平成13年6月 当社執行役員スバル営業本部日本地区副本部長兼スバル部品用品本部長兼お客様サービスセンター長 平成14年7月 当社執行役員スバル営業本部日本地区副本部長兼販売支援部長 平成15年6月 当社常務執行役員スバル日本営業本部長兼マーケティング本部長 平成17年4月 当社常務執行役員人事部長 平成17年6月 当社常務執行役員人事部長兼スバルシステムサービス㈱社長 平成18年6月 当社専務執行役員人事部長兼スバルシステムサービス㈱社長 現在に至る ○スバルシステムサービス㈱社長	9,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ○印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する当 社株式の数
8	竹 中 恭 二 (昭和21年11月28日生)	昭和44年4月 当社入社 昭和63年6月 当社商品企画室担当部長 平成3年2月 当社商品企画本部主管 平成7年7月 当社スバル開発本部主管 平成11年6月 当社執行役員スバル開発本部商 品企画室副室長兼（商品開発） 主管兼S V開発部長 平成12年4月 当社執行役員総合企画本部副本 部長兼アライアンス推進室長 平成13年6月 当社常務執行役員総合企画本部 副本部長兼アライアンス推進室 長 平成13年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	122,000株

(注) 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役永野正義氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ○印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する当 社株式の数
石 丸 雍 二 (昭和22年11月29日生)	昭和45年4月 通商産業省入省 平成7年4月 通商産業省大臣官房審議官 平成8年8月 同省通商政策局国際経済部長 平成9年7月 特許庁総務部長 平成10年7月 国民金融公庫（現 国民生活金融公庫）理事 平成12年7月 当社顧問 平成12年10月 当社執行役員海外営業本部副本部長 平成13年6月 当社執行役員スバル営業本部アジア大洋州地区本部長 平成14年5月 当社執行役員法務部長 平成15年6月 当社常務執行役員法務部長 平成18年6月 当社顧問 現在に至る	9,000株

(注) 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

会社法において補欠の監査役を選任することができるとされたことから、監査役が法令で定める員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、社外監査役谷代正毅氏、田代守彦氏の補欠の社外監査役として関谷 巖氏の選任をお願いするものであります。

なお、関谷 巖氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきたく存じます。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。
補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当 社株式の数
関 谷 巖 (昭和20年12月11日生)	昭和48年4月 東京弁護士会登録 昭和58年10月 関谷法律事務所開設 現在に至る	40,800株

(注) 補欠の監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役を退任される鈴木 浩氏および伊能喜義氏ならびに監査役を辞任される永野正義氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役にについては取締役会に、退任監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
鈴木 浩	平成13年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成16年6月 当社代表取締役副社長 現在に至る
伊 能 喜 義	平成17年6月 当社取締役兼専務執行役員スバル国内 営業本部長 平成18年1月 当社取締役兼専務執行役員コンプライ アンス委員長 平成18年6月 当社取締役兼専務執行役員 現在に至る
永 野 正 義	平成15年6月 当社監査役 現在に至る

第7号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、昭和58年6月29日開催の第52期定時株主総会において「月額3,600万円以内」としてご承認いただき現在に至っておりますが、その後の経済情勢の変化に加えて、「会社法」（平成17年法律第86号）の施行に伴い、月額報酬と賞与を一括して「1年間の報酬等」とすることが適当であることなどを勘案して、「取締役に支給する1年間の報酬等の額を6億円以内」と改定させていただきたいと存じます。

また、監査役の報酬額につきましても、平成6年6月29日開催の第63期定時株主総会において「月額700万円以内」としてご承認いただき現在に至っておりますが、その後の経済情勢の変化に加えて、今後は従来行ってきた賞与の支給を行わないこととしたことなどを勘案して、「監査役に支給する1年間の報酬等の額を1億円以内」と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は6名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は8名となります。また、現在の監査役数は4名ですが、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役の員数は4名となります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

会場ご案内図



[交通]

- ・ J R新宿駅西口バスターミナル21番のりば（京王百貨店前）から「S O 1 系統・新都心循環」バス約8分（「パークハイアット東京前」下車）
- ・ J R新宿駅南口から徒歩約12分
- ・ 都営新宿線・京王新線新宿駅から徒歩約10分
- ・ 京王新線初台駅から徒歩約8分
- ・ 都営大江戸線都庁前駅A 4 出口から徒歩約8分